取扱説明書

DAYTONA corp.

*取り付けする前に必ずお読み頂き、内容をよく理解して正しくお使いください。
*この取扱説明書は、いつでも取り出して読めるよう大切に保管してください。
*この商品もしくはこの商品を取り付けた車両を第三者に譲渡する場合は、必ずこの取扱説明書も併せてお渡しください。

LED FENDER LESS KIT with SLIM REFLX REFLECTOR LEDフェンダーレスキット	適応車種	商品NO.
	ER-6ｎ/6ｆ/4ｎ（09-11） Ninja400R（11-13）	70525

■ご使用前に必ず、ご確認ください■

※　取扱説明書内の注意事項を守らずに使用した事による事故や損害について、当社では一切の責任は負いません。
※　商品の保証については保証書裏面の保証規定に沿って行っております。保証内容をご理解のうえ、この取扱説明書と一緒に保管してください。

本書では正しい取り付け、取扱方法および点検整備に関する重要な事項を、次のシンボルマークで示しています。	
⚠警告	要件を満たさずに使用しますと、死亡または重傷に至る可能性が想定される場合を示してあります。
⚠注意	要件を満たさずに使用しますと、傷害に至る可能性または物的損害の発生が想定される場合を示してあります。

実施	行為を強制したり指示する内容を告げるものです。	禁止	禁止の行為であることを告げるものです。
法令違反	条件次第では法令違反となることを告げるものです。	その他	その他の警告及び注意を告げるものです。

⚠警告

禁止

- ナンバープレートへ取り付ける市販ナンバーフレーム（ベース）や電装アクセサリーなどは、この商品に取り付けしないでください。重量オーバーや振動増幅などにより、ステーなどが破損する原因となります。
- ③LED ライセンスランプと⑤スリムリフレクターを使用しないと保安基準に合致しません。
③LED ライセンスランプと⑤スリムリフレクターは必ず取り付けてご使用ください。
- ステーを曲げるなどの加工を施し、商品所定のナンバープレート取付角度を変更しないでください。ステー破損の原因となるだけでなく、保安基準に抵触する場合があります。

⚠注意

実施

- この商品は記載している適応車種以外には使用しないでください。
- 製造上、製品の端面が鋭くなっております。ケガをする恐れがありますので取扱いには十分ご注意ください。また、作業や洗車を行う際は必ず作業用手袋等を装着したうえで作業を行ってください。
- 取り付けの際は、安全のために販売店または認証工場へ依頼し、専門知識を持った方が作業を行ってください。
- 車体が倒れないよう十分注意し、必ず安全を確保した上で作業を行ってください。
- 取り付け作業前にバッテリーのマイナス端子を取り外してください。ハーネス結線中にショートした場合、感電、車両火災、電球切れを起こす場合があります。
- 取り付けは確実に行ってください。また、走行中にネジ部等が緩まないよう、トルクレンチを使って所定トルクで確実に締め付けてください。尚、記載されていないか所につきましては、サービスマニュアルを参考にしてください。
- 取り付け後約 100km 走行しましたら各部を点検してネジ部等の増し締めを行ってください。その後は約 500km 毎に必ず点検を行い、同様の増し締めを行ってください。
- 走行中に異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、異常か所を点検してください。

法令違反	・③LED ライセンスランプと⑤スリムリフレクターを使用しないと保安基準に合致しません。③LED ライセンスランプと⑤スリムリフレクターは必ず取り付けてご使用ください。 ・ステーを曲げるなどの加工を施し、商品所定のナンバープレート取付角度を変更しないでください。ステー破損の原因となるだけでなく、保安基準に抵触する場合があります。 ・この商品の②ライセンスランプステーは、フェンダーレスキット装着時のナンバープレート角度を基準に角度設計を行っており、その際の明るさは基準に適合しております。（道路運送車両法の保安基準３６条-番号灯- および別添６３-番号灯の技術基準-)フェンダーレスステー等へ加工を施し、角度を変更して車両に取り付けた場合、保安基準値を満たす事ができなくなりますので、ステーへの加工（角度変更）は絶対にしないでください。
その他	・この商品を取り付けるとタイヤによる水やほこりの巻き上げが大きくなり、カウル内やナンバープレートの裏側等によごれが生じ易くなります。 ・リアウインカー（左右）をフェンダーレス KIT へ取付る車種がございます。純正または当社製ウインカー以外をご使用される場合は、装着するウインカーの重量に注意が必要です。極度に重量が重いウインカーを装着されますと、フェンダーレス KIT が破損する可能性があります。純正ウインカーまたは当社製ウインカー以外は同時装着未確認（保証対象外）です。 ・商品の性質上、純正カウルやテールランプとのクリアランスを大きくとっています。車種によっては水分等がシート下部へ浸入しやすくなる場合があります。駐車場所に気を付け、貴重品等をシート下部へ保管されないようご注意ください。 ・車種によっては、純正車載工具等を収納する小物入れが使用できません。 ・車検場によっては車両全長の記載事項の変更を指示される場合が有ります。その際は検査官の指示に従ってください。 ・この商品は予告無しに価格や仕様の変更をする場合があります。また、文中にご紹介した他の商品についても同様です。予めご了承ください。

本商品の特徴

●純正の大きなリアフェンダーを取り外し、スッキリしたリアビューを演出。

●LED ライセンスランプとスリムリフレクターを採用し、コンパクトで違和感のないリア周りに変更できます。

商品内容

NO	パーツ名	サイズ	数量	NO	パーツ名	サイズ	数量
①	ステー、フェンダーレス		1 組	⑦	Uナット	M6	2
②	ステー、ライセンスランプ		1	⑧	防振フェルト		1
③	ＬＥＤライセンスランプ		1	⑨	結線コネクター		2
④	ステー、リフレクター		1	⑩	結束バンド		4
⑤	スリムリフレクター		1 組	⑪	ロゴステッカー（ホワイト）		1
⑥	六角穴付ボタンボルト	M6x20	2				

取付方法

※取付作業手順は、当社にて検討した方法となっており、取り付けに際しては必ず、サービスマニュアルを参考にしてください。

1. シート、グラブバー右側、シートカウル右側、テールカウルを取り外し、ＥＣＵユニットを取り外します。
2. 純正ウインカーハーネス、純正ライセンスランプハーネスをカプラー部より外し、純正リヤフェンダーを取り外します。
3. 純正リアフェンダーより、純正ウインカー、ナンバープレートを取り外します。取り外した部品は手順5、6で使用します。
4. ①ステー、フェンダーレスを⑥六角穴付ボタンボルト、純正ボルト、ナット等を使用して車体に仮付けします。④ステー、リフレクターに⑧防振フェルトを貼り付けておきます。
5. ①ステー、フェンダーレスにナンバープレート、②ステー、ライセンスランプ、④ステー、リフレクターを純正ボルト、⑦Uナットを使用して取り付けます。
6. 手順4.で仮付けした①ステー、フェンダーレスを固定し、純正同様に純正ウインカーを取り付けます。
7. ④ステー、リフレクターに⑤リフレクターを付属ナットを使用し取り付け、②ステー、ライセンスランプに③ライセンスランプを取り付けます。（③ライセンスランプは、②ステー、ライセンスランプの後端に合わせるように取り付けてください。位置が決まりましたら強力接着剤等での固定をお勧めします。）
8. ウインカーハーネスを接続します。
9. ③ライセンスランプのハーネスを純正ライセンスランプハーネスへ⑨結線コネクターを使用し取り付け、適所に⑩結束バンドを使用し、ハーネスが各所に接触しないよう取り回します。
10. ＥＣＵユニットを取り付け、シートカウル右側、テールカウル、グラブバー右側、シートを取り付けます。
11. 各部を締め付け、ウインカー、③ライセンスランプ、テールランプの作動確認を行い、取り外した部品を取り付けて各部に異常が無ければ作業は終了です。
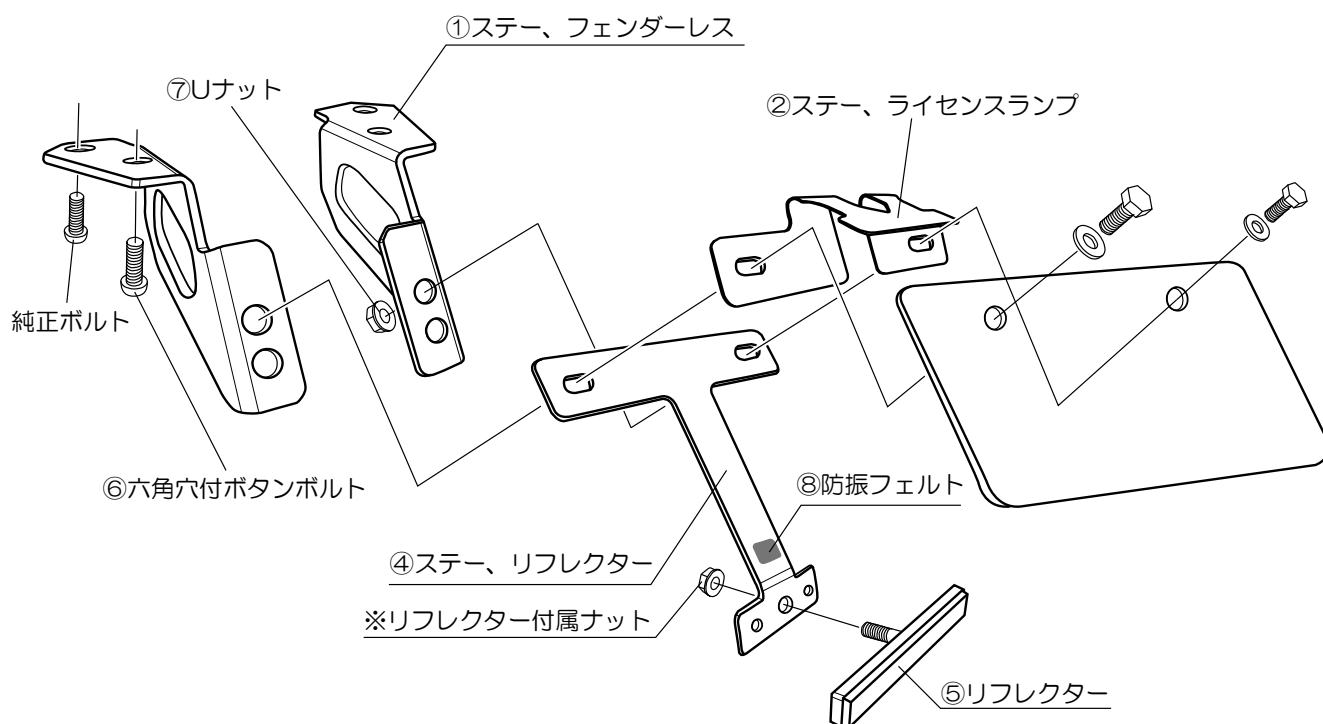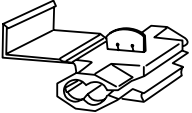
	＋ 配線色	－ 配線色
HONDA	黄、茶、茶/白、黒/茶	緑
YAMAHA	青	茶、黒
SUZUKI	茶	黒/白
KAWASAKI	赤	黒/黄
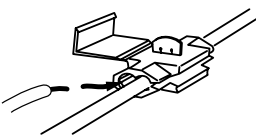
※表の配線色は参考です。車輌により同一車種でも仕向地により配線色が異なる場合がありますので、必ずテスターおよびサービスマニュアルで配線を確認してください。
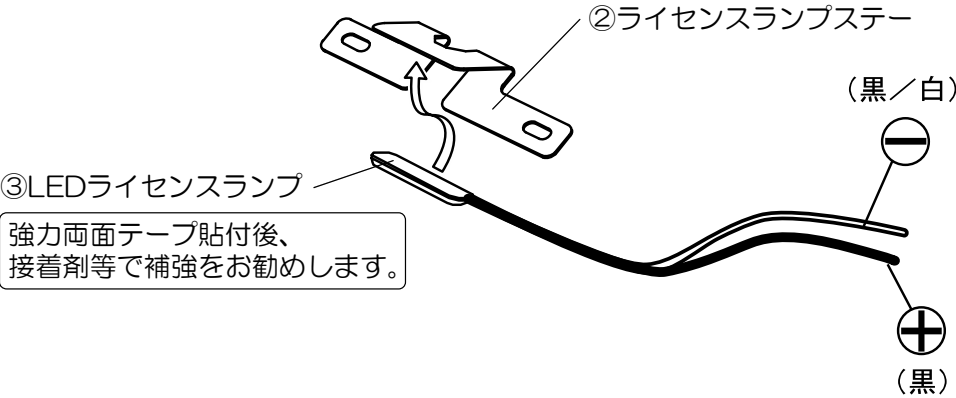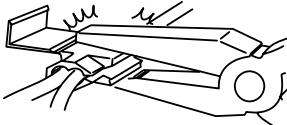
⑧結線コネクター
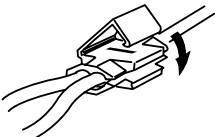
貫通した穴へ
純正ハーネスを通します。
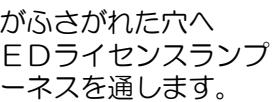
片側がふさがれた穴へ
③ＬＥＤライセンスランプ
のハーネスを通します。

プライヤー等で金具を
押し込みます。

しっかり押し込まないと
接続不良の原因となります。

フタを閉じて完了です。

番号灯の保安基準に対する適合

当社製品 LED ライセンスランプビッグバイク用(品番 63277)とその LED ライセンスランプを使用しているフェンダーレスキットの番号灯は以下の保安基準に適合致します。(2006 年 8 月現在)
以下の保安基準から番号灯は LED を使用していても別添 63　番号灯の技術基準に適合していれば保安基準に適合するものと判断されます。(当社製品 LED ライセンスランプビッグバイク用品番 63277 はこの基準に適合致します。)
また、後方から LED の直接光が見えていた場合も告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条にあるように番号灯は除外されている灯火で、LED の光では当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるほどのものでないので、保安基準に適合すると判断いたします。

※この用紙は車検の際に必要になる場合がありますので大切に保管して下さい。

※以下の文章は二輪自動車の番号灯に関する保安基準、告示、別添を抜粋したものです。

保安基準　第 36 条
自動車の後面には、番号等を備えなければならない。ただし、最高速度 20 キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りではない。
2　番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
3　番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示第 49 条
番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第２項の告示で定める基準は、別添 63「番号灯の技術基」に定める基準とする。
2　番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第３項の告示で定める基準は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。
ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、別添 54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」に定める基準とする。

告示第 127 条/告示 205 条
番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に揚げる基準とする。
(1)番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 30 lx(ﾙｸｽ)以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合する物とする。
(2)番号灯の灯光の色は、白色であること。
(3)番号灯は、灯器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
2　次に揚げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
(1)指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
3　番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に揚げる基準とする。
(1)番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。
(2)番号灯は、点滅しないものであること。
(3)番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
(4)番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項に揚げる性能を損なわないように取り付けられていること。
4　次に揚げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
(1)指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
(2)法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

保安基準　第 42 条
自動車には、第３２条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなる恐れのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条
保安基準第 42 条の告示で定める基準は、次の各項に揚げる基準とする。
3　自動車には、次にあげる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。
(1)番号等
(2)後退灯
(3)室内照明灯
(4)一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯
(5)一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯
(6)その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火

イ　運転席で点灯できない灯火
ロ　運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの
別添 53　二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
5.8.　番号灯
5.8.1.自動車の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20Km/h 未満の軽自動車にあっては、この限りではない。
5.8.2. 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は、前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。

別添 63　番号灯の技術基準

1.適用範囲

この技術基準は、自動車（最高速度 20Km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯に適用する。

2.用語

2.1.「大形番号標用番号灯」とは、普通自動車であって、車両総重量が 8ｔ以上のもの、最大積載量が 5ｔ以上のもの又は乗車定数が 30 人以上のものに備える番号灯をいう。

2.2.「中形番号標用番号灯」とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車に備える番号灯であって、大形番号標用番号灯及び小形番号標用番号灯以外のものをいう。

2.3.「小形番号標用番号灯」とは、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯をいう。

3.試験方法

図に示す試験板を番号標の取付位置に正規の使用状態に取付け、番号灯を点灯した時の試験板上の各測定点における照度を測定する。また、次式により均斉度を求める。

$$均斉度 = \frac{高照度点２箇所の照度の平均}{低照度点２箇所の照度の平均}$$

4.判定基準

4.1.　３の試験を行ったとき、各測定点の照度は 8 ルクス（小形番号標用番号灯にあっては 15 ルクス）以上であること。

4.2.　３の試験を行ったとき、均斉度は 20 以下であること。

4.3.　番号灯の照明部の端部であって試験板の表面から最も遠い点と試験板の端部であって番号灯の照明部から最も遠い点（番号灯が 2 個以上備えられている場合にあっては、それぞれの番号灯が照明しょうとする試験板の部分に限る。）を結ぶ入射板光と試験板のなす角は、8°以上であること。

4.4.　番号灯は、試験板上の全ての範囲を照明できるものであること。

4.5.　番号灯の灯光の色は白色であること。

図　試験板

（注）

1.測定点は直径 25mm の円とし、図中の〇印の位置とする。

2.試験板の測定面は、清潔な白色の吸取紙とする。

3.試験板の寸法は、番号灯の種類ごとにそれぞれ表の通りにする。
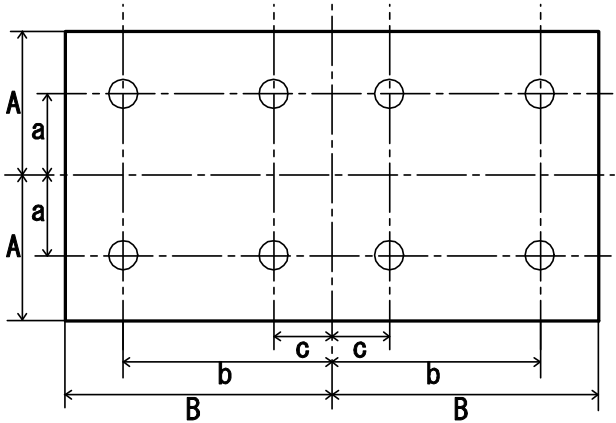
番号灯の種類	A	B	a	b	c	厚さ
大形番号標用番号灯	110	220	60	170	25	1.5
中形番号標用番号灯	82.5	165	50	125	25	1.5
小形番号標用番号灯	62.5	115	35	90	25	1.5

単位　mm

※小形番号標用番号灯とは、二輪自動車に備える番号灯をいう。

東証JASDAQ上場
株式会社デイトナ　〒437-0226　静岡県周智郡森町一宮 4805
URL: http://www.daytona.co.jp
◎デイトナ商品についてのご質問、ご意見は「フリーダイヤルお客様相談窓口」0120-60-4955 まで